（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第九条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第百九十七条中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、「第五項」を「第七項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第二百二十三条の三第五項及び第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二百四十五条第四号中「第三十九条第五項」を「第三十九条第七項」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十号㈡中「業務」の下に「又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株会社グループに属する二以上の会社（金融商品会員制法人を含む。）に共通する業務」を加える。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十一条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の項中「第六十六条の四十第一項の届出」の下に「、同法第六十六条の五十の登録、同法第六十六条の五十四第一項若しくは第六十六条の六十一第一項の届出」を加える。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第十二条　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第八号イ中「同条第八項に規定する」の下に「金融商品取引業に係る」を、「同条第十一項に規定する」の下に「金融商品仲介業に係る」を加え、「第三十三条の五第一項第三号に規定する」を「第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に係る」に、「第七十九条の七第一項に規定する」を「第七十九条の七第一項各号に掲げる業務に係る」に、「又は第百五十六条の二十七第一項に規定する」を「に規定する業務又は同法第百五十六条の二十七第一項各号に掲げる業務に係る」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第十三条　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「及び第五項」を「、第四項、第六項及び第七項」に、「次項」を「第五項」に改める。

第五十条第二項、第五十八条第五項及び第六項並びに第六十条中「及び第五項」を「、第四項、第六項及び第七項」に改める。

（不動産特定共同事業法の一部改正に伴う調整規定）

第十四条　施行日が不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　　号）の施行の日前である場合には、前条中「第五十条第二項、第五十八条第五項及び第六項並びに第六十条」とあるのは、「第四十条の二第五項」とする。

2　前項の場合において、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律のうち、不動産特定共同事業法第四十条の二第五項の次に一項を加える改正規定、同法第四章の二を第六章とし、同章の次に一章を加える改正規定（第六十条に係る部分に限る。）及び同法第四章の次に一章を加える改正規定（第五十条第二項に係る部分に限る。）中「及び第五項」とあるのは、「、第四項、第六項及び第七項」とする。

（保険業法の一部改正）

第十五条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三百条の二中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項（損失補てん等」を「、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等」に、「第三十八条第一項」を「第三十八条」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第十六条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二百九条第一項中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、「損失補てん等」を「第四項及び第六項を除く。）（損失補塡等」に改める。

第二百九十七条第二号中「第三十九条第五項」を「第三十九条第七項」に改める。

（信託業法の一部改正）

第十七条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に、「及び第五項（損失補てん等」を「、第四項、第六項及び第七項（損失補塡等」に、「の補てん」を「の補塡」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第十八条　証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

（証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正）

附則第四十三条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号又は第十一号」に改める。

附則第百五十五条第一項及び第百七十四条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号」に改める。

附則第二百十二条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号（新金融商品取引法第五十二条第一項第七号（同法）に、「新金融商品取引法第五十二条第一項（新金融商品取引法」を「同法第五十二条第一項（同法」に改める。

（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条　証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号又は第十号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号又は第十一号」に改める。

第五十二条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項及び第百五十七条第一項中「新金融商品取引法第五十二条第一項第六号」を「金融商品取引法第五十二条第一項第七号」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第二十条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「第三十三条の五第一項第三号」を「第三十三条の三第一項第六号イ」に改める。

（株式会社日本政策投資銀行法の一部改正）

第二十一条　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び第二号並びに第三十八条の二」を「、第二号、第七号」に、「第三十八条の二」を「第三十八条第七号」に改める。

（株式会社国際協力銀行法の一部改正）

第二十二条　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「場合」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、同条第四項中「第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条」を「第三章第一節第五款、第三十六条第一項、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十三条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「コ」を「エ」に改め、同項第三号中コをエとし、ヨからフまでを夕からコまでとし、カの次に次のように加える。

ヨ　高速取引行為者（金融商品取引法第二条第四十二項に規定する高速取引行為者をいう。）

第四条第一項第十六号中「第二章の五」を「第二章の六」に改める。